

平成31年 第1回

甲斐市農業委員会議事録

平成31年1月25日

1 日 時 平成 31 年 1 月 25 日 (金) 午後 2 時～

2 場 所 甲斐市役所新館 2 階 防災対策室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第 4 号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 6 番 飯室 公太郎 委員、7 番 矢崎 富藏 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小澤 明

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 飯室 智

農業委員会事務局庶務係 山本 育美

7 閉 会： 午後 3 時 18 分

【事務局長】	<p>一同ご起立願います。相互に、礼。ご着席ください。 それでは、第1回総会を始めさせていただきます。 内藤副会長、開会の言葉をお願いします。</p>
【内藤副会長】	<p>(あいさつ) 平成31年第1回になりますが、よろしくご審議をお願いしまして、 開会のことばと致します。 よろしくをお願いします。</p>
【事務局長】	<p>ありがとうございました。 続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。今村会長よろしく お願いします。</p>
【議長（会長）】	<p>(あいさつ) それではこれから総会に入りたいと思います。本日の出席委員は19 名です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。</p>

<p>(日程第1 議事録署名委員 の指名)</p>	<p>【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、6番飯室委員と7番矢崎委員を指名致します。</p>

<p>(日程第2 会期の決定)</p>	<p>【議長】 日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま せんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
【議長】	<p>異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>

<p>(日程第3 議事) (報告第1号)</p>	<p>【議長】 それでは次の議事に入ります。</p>

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。

事務局に番号26番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページ、番号26番について、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規程第3条により専決処分をしましたので報告します。

それでは番号26番、地図の1ページの斜線の部分になります。

●●、地目田、面積98㎡他1筆、合計256㎡を、●●番地、●●さんが個人用住宅にするための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第2号)

【議長】

次の議事に移ります。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号79番、84番、85番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

●●番地、地目畑、面積81㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための届出が出されました。

続きまして、番号84番、住宅地図3ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積1,452㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借によりスポーツクラブにするための届出が出され

ました。

続きまして、番号 85 番、住宅地図 4 ページの斜線部分になります。点線で囲った部分は甲府市になりますが、この甲府市の部分を含めたものが今回の開発区域になります。

●●番地、地目田、面積 239 m²他 1 筆、合計 458 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲 9 区画にするための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】

説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 1 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 1 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 3 ページをお願いします。番号 1 番、住宅地図は 5 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 404 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で、経営地拡大のための許可申請が出ています。

農振農用地区域内の農地ではありますが、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、その業務の運営に必要な施設用地として使用すると認められる場合に農地法 3 条の許可をすることができます。●●では、農作物を作り、収穫することを治療やリハビリの一つとして実施しております。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、2 番 祢津委員にお願い致します。

- 【宍津委員】 2番宍津です。
18日に会長と事務局と高橋推進委員と現地調査をしました。
事務局の説明どおり、何ら問題はないと思いますし、隣接している所が以前に許可となっております。
よろしくご審議の程お願いします。
- 【議長】 次に高橋推進委員に意見を求めるところでございますが、本日、欠席でございます。特に問題はないと事前連絡を受けていることを報告します。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございますので、番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、番号2番の説明を事務局に求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
続きまして、番号2番をお願いします。住宅地図は6ページの斜線部分、2か所になります。
●●番地、地目田、面積1645㎡他2筆、合計3,478㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。
譲受人の経営面積は52a。下限面積の30aを満たしております。所有している農機具は、トラクター3台、ハーベスター2台、田植機、バインダー、チップパー粉碎機、ユンボ各1台です。申請地で水稻及び野菜の作付けを予定しています。通作距離は5km、車で10分です。写真は1が北側、2が西側から撮影したものです。
説明は以上です。

- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては、●●部分につきましては、6番の飯室委員に、続いて●●は矢崎委員にお願いを致します。
- 【飯室委員】 6番飯室です。
1月18日に矢崎委員と私と推進委員さん、会長などと現地調査を行いました。
●●の部分ですが、基盤整備された良い田んぼで、20年くらい経っているのでしょうか、1回しか米を作らないのですが、木は生えていません。この●●さんという人とは1回だけ話をしたのですが、誠に農業に熱心の人で、重機でふるいをかけて、石やカヤなどを引き上げて、きれいにして、営業を目的としないで作っている人だと思いますので、大丈夫だと思いますので、よろしくお願ひします。
- 【矢崎委員】 7番矢崎です。
飯室委員と同じ日程で現地をまわってきたのですが、私の担当地域でも、カヤが生えていて田んぼに戻すのが1年では厳しいかなという気がしています。2～3年かけて努力して田んぼに戻せるようにしてもらえるのでは、十分この土地が活かせるのではと思います。
よろしくお願ひします。
- 【議長】 次に現地調査の報告につきまして、●●分は中村征江推進委員に、続いて高山推進委員に●●分をお願いしたいと思ひます。
- 【中村（征）
推進委員】 中村です。
飯室委員のおっしゃったとおり問題はないと思ひます。
- 【高山推進委員】 推進委員の高山です。
矢崎委員と同じく問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしやいますか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。番号2番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続いて番号 3 番と 4 番は関連がありますので、一括で審議を致します。事務局に 3 番と 4 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

3 ページの一番下をお願いします。番号 3 番、住宅地図 7 ページの斜線部分になります。3 番は地図の右側、4 番は左側になります。

●●番地、地目畑、面積 218 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、次のページ 4 ページへ行きまして、●●番地、地目畑、面積 171 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに交換移転で経営合理化のための許可申請が出ています。

農振農用地区域内で、現在のところ地図で左から●●さん、●●さん、●●さん、●●さんの所有となっております。今回の交換移転で地図の左側を●●さん、右側を●●さんにまとめるものです。申請地で、それぞれフキの作付けを予定しています。所有している農機具はそれぞれの方が刈払機 1 台を所有しています。

●●さんの通作距離 5 km、車で 15 分。●●さんの通作距離は 0.5 km、車で 3 分です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして、10 番窪田委員にお願い致します。

【窪田委員】 10 番窪田です。

去る 18 日に今村会長、小宮山副会長、事務局 3 人で現地調査を行いました。また中村推進委員につきましては 19 日に現地確認をしていただきました。非常にきれいになっていまして、南側が竹林ですが、きれいに整備されています。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】 次に中村理推進委員の意見を求めます。

【中村（理）

推進委員】 皆さんが行った日は都合が悪くて行けませんでした。19 日ではな

く、20日に現地を確認しました。●●さんは最近頻繁に地元に戻ってきて、きれいにしていただいています。何ら問題はないと思います。よろしく審議の程お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号3番と4番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続いて番号5番につきましては、申請者の都合によりまして、取り下げとなりましたので、削除をお願いします。

(議案第2号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料5ページをお願いします。番号1番、住宅地図8ページの斜線の部分になります。

●●番地、地目畑、面積364㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、融資証明、開発行為許可申請書などから問題はないと考えられます。また隣接農地はありません。

補足説明です。譲受人は自己用住宅1棟の建築を計画しております。建築面積は67.9㎡、給水は西側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由して道路側溝に排水の予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 9番齋藤です。
18日に会長、内藤副会長、事務局と現地調査をしました。見ていただいたとおり、北側に住宅、南側も住宅で何ら問題になる土地ではありません。審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、坂本推進委員です。
18日の現地調査は参加できなかったのですが、いつも見ている所で、何ら問題はありません。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号1番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
続きまして、番号2番をお願いします。住宅地図は9ページお願いします。

●●番地、地目田、面積301㎡他1筆、合計600㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事

業計画書、融資証明書、開発行為事前協議書などから問題はないと考えられます。また隣接農地はありません。

補足説明になります。●●さんは、●●を経営しておりまして、建売分譲2区画の計画であります。給水は南側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ排水予定です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、11番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】 11番中澤です。

今月18日、会長、事務局長、推進委員の方と行って来ました。場所は住宅地に隣接した場所でありまして、南には田んぼがありますが、道路を挟んで南なので、排水も道路ぎわにありまして、家庭排水等問題はないと思います。以上です。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めるところですが、本日欠席でございまして、特に問題はないと事前連絡を受けていることを報告します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第3号)

【議長】 それでは、次の議案に移ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号1番から8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 6 ページをお願いします。番号 1 番、住宅地図 10 ページの下の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 316 m²他 1 筆、合計 1,126 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、番号 2 番、住宅地図 10 ページの上の斜線部分になります。●●番地、地目畑、面積 1,022 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、畑を 5 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜、梅等の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、ユンボ各 1 台、乗用草刈り機 2 台、草刈り機 7 台です。

続きまして、番号 3 番、住宅地図 11 ページの上の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 988 m²を、●●番地、●●さんが、同じく●●さんに畑を 2 年 11 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、ジャガイモの作付けを予定しています。所有している農機具は、先程と同様です。

続きまして、7 ページをお願いします。番号 4 番、住宅地図 12 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,657 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10a あたり 20,519 円でブドウの作付けを予定しています。所有している農機具は、軽トラック、乗用モア、トラクター、管理機、運搬機、各 1 台、SS 3 台、刈払機 2 台です。

続きまして、番号 5 番、住宅地図 13 ページの左の斜線部分になります。●●番地、地目畑、面積 1,393 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、番号 6 番、住宅地図 13 ページの中ほどになります。

●●、地目畑、面積 955 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償でアスパラガスの作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター 1 台、管理機 2 台です。

続きまして、次のページ 8 ページをお願いします。住宅地図 13 ページの右の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 52 m²他 1 筆、合計 515 m²を、●●番地、●●さんが、同じく●●さんに畑を 2 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で同じくアスパラガスの作付けを予定しています。所有

している農機具は同様です。

続きまして、番号 8 番、住宅地図 14 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、709 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 3 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10a あたり 4,937 円でジャガイモ等野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は軽バン、管理機、草刈機各 1 台です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 1 番から 8 番を承認することに決定致します。

(議案第 4 号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第 4 号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

【事務局長】

議長。

農業振興地域の整備計画につきましては、農林振興課農林総務係で事務を行っておりますので、農林総務係職員と、関連があります環境課バイオマス推進係職員の入室をお認めいただき、説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【議長】

事務局長から担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

(農林振興課農林総務係及び環境課バイオマス推進係職員入室)

【議長】

それでは説明をお願いします。

【農林総務係
職員】

それでは、議案第4号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を説明させていただきます。

わたくしは、農林総務係の係長の久保と申します。担当の土屋です。よろしく申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りをしております、A3の大きな位置図、これとA4で頭に「農業振興地域制度の概要」と書かれているもの、2つを事前にお配りしています。それから本日、机の上に置いてあります、「木質バイオマス発電及びチップ工場概要」、それからカラーの地図、こちらをご用意ください。

それでは、A4で「農業振興地域制度の概要」、こちらの方から説明をさせていただきます。

この概要でございますが、優良農地を確保するために農地法による農地転用許可制度と併せまして、いわゆる農振法により農業振興を図る制度が設けられております。その農振法の規定に基づき、各県において農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定しております。これに基づいて各市町村は農業振興地域整備計画の策定を行っております。

市が策定する農業振興地域整備計画においては、農用地等の整備、保全、農業経営の規模拡大、その他農業の振興に関する計画のほか、集団的農地や農業生産基盤整備事業等の対象地等の優良農地について、農用地区域として定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っているところでございます。

ただし、経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことが基本とされているとこととでございます。

次に、農業振興地域整備計画の変更でございますが、○の2つ目にありますとおり、農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更、いわゆる農振除外を行う際の条件として、下に①～⑤まで5つあり、これらを全て満たすことで除外の見込みがあることとなります。

この①ですが、これは農用地以外に代替すべき土地がない。②と致しまして、農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。これは農地の集団性を損なうおそれがないこととなります。③と致しまして、農業経営を営む者に対する農用地の利用に支障を及ぼすおそ

れないこと。まわりの農家の方の農地利用に支障を及ぼさないこと。
④と致しまして、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。⑤と致しまして、土地改良事業等から8年が経過していること
ということになります。

続きまして、2ページをご覧ください。農業振興地域整備計画変更手続きでございますが、除外手続きの基本的な流れとしましては、申し出の受付、これは本市では毎年8月若しくは9月の1か月間実施しております。部内及び関係各課との調整を経まして、変更計画（案）の作成を行い、県との事前相談を経て、農業振興地域整備推進協議会に諮り意見書聴取を行ったのち、変更計画（案）の公告・縦覧を30日間、異議申出期間を15日間とりまして、県との本協議の上、県知事の同意をもとに変更計画の公告・縦覧を行います。最後の申出者への結果通知は、例年5月若しくは6月頃に通知しております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。

3の直近の整備計画書総合見直し年月日をご確認ください。毎年行う随時の見直しのほかに5年に一度行われる総合見直しの公告を直近では平成29年10月31日に行ったところでございます。

続きまして、6の農業振興地域整備計画の随時見直しからご説明します。①平成30年度の除外申出書の受付時期ですが、昨年平成30年の8月1日から31日までの1か月間を受付期間としました。②除外件数ですが、除外の見込みがあるものとして27件ありましたが、内1件取り下げとなりましたので、26件の受付を行いました。相談件数を含めると約90件の相談があり、除外の見込みがあるものとして26件の受付を行ったところでございます。

続きまして、(2)土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。今回の変更に伴い表の農用地の中にある田から約1.8ha、畑から約3.8haが除外となりまして、農用地面積と農用地区域面積が約5.6ha減少することになります。

続きまして、4ページをご覧ください。各地区別の除外件数ですが、竜王地区で1件、敷島地区で1件、双葉地区で24件の除外申し出となります。

用途別の区分としましては、住宅用地で20件、28,039㎡の除外、工場用地として1件、これはバイオマスチップ工場用地ですが、20,112㎡の除外、資材置き場で3件、5,810㎡の除外、その他として太陽光、駐車場などで2件、2,021㎡の除外となり、合計26件、55,982㎡の除外

であります。

なお、個別の案件の説明につきましては、この後担当の土屋より説明させていただきますが、こちらのA3の資料をご覧ください。1件1件、土屋から説明させていただきます。

続きまして、個別案件の説明をさせていただきます。ただいま説明をさせていただいた資料の5ページから8ページに今年度除外が申し出のあった案件の一覧表となりますので、こちらと除外箇所位置図を用いて説明させていただきます。案件につきましては地区ごととなっておりますので順にご説明を行います。

それではA3の資料、除外箇所位置図を1枚めくっていただきまして、最初に甲斐市の全体地図がありますが、今回除外の申請がありました26案件につきまして、それぞれどの場所にあるのかを、甲斐市の全体図に示させていただきます。

それでは順に説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、整理番号1番をお願いします。

●●番地で、分家住宅の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地となります。●●から東へ約50mに位置し、除外面積は387㎡となります。

A3の資料ですが、緑色の丸で囲った場所が今回除外する箇所となり、下のより細かくなっている方で、黄色く塗られた箇所が農地で今回除外する部分となります。

続きまして、整理番号2番をお願いします。●●番地で、分家住宅の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地です。●●から南西約480mに位置し、除外面積は366㎡となります。

続きまして、整理番号3番、●●番地で、個人用住宅の計画であり、地目田、除外後の農地種別は3種農地となります。●●から南東約280mに位置し、除外面積は336㎡となります。

続きまして、整理番号4番、●●番地で、個人用住宅の計画であり、地目田、除外後の農地種別は3種農地です。●●から南西約400mに位置し、除外面積は499㎡となります。

続きまして、整理番号5番、●●番地で、建売分譲6区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地です。●●から北へ280mに位置し、事業面積は1,617㎡で内134㎡が除外面積となります。こちらにつきましては、位置図の下の方の図面ですが、事業面積としては緑色で囲われたエリアが事業面積となります。その内、黄色で塗られた部分が除外面積の134㎡となります。

続きまして、整理番号 6 番、●●番地で、建売分譲 11 区画の計画であり、地目田、除外後の農地種別は 2 種農地となります。●●から北西約 320m に位置し、除外面積は 3,450 m²となります。

続きまして、整理番号 7 番、●●番地他 1 筆で、建売分譲 4 区画の計画であり、地目田、除外後の農地種別は 2 種及び 3 種農地となります。●●から南西約 240m に位置し、除外面積は 1,407 m²となります。

続きまして、整理番号 8 番、●●番地他 1 筆で、資材置き場の計画であり、地目田、除外後の農地種別は 2 種農地となります。●●から南へ約 160m に位置し、除外面積は 1,157 m²となります。

続きまして、整理番号 9 番、●●番地他 18 筆で、バイオマスのチップ工場であり、地目畑、除外後の農地種別は 1 種農地となります。●●に位置し、事業面積は 24,459 m²で内 20,112 m²が除外面積となります。

なお本件につきましては、面積も大きく、市のバイオマス産業都市構想に基づきます甲斐市と民間事業者のプロジェクトとなっておりますので、一通り説明が終わった後、担当課であります環境課から説明をさせていただきます。

続きまして、整理番号 10 番、●●番地他 4 筆で、建売分譲 11 区画であり、地目畑、除外後の農地種別は 2 種農地です。●●から北東 120m に位置し、事業面積は 3,543 m²で内 3,454 m²が除外面積となります。

続きまして、整理番号 11 番、●●番地他 1 筆で、資材置き場の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は 1 種農地となります。●●から南東約 320m に位置し、除外面積は 1,626 m²となります。

続きまして、整理番号 12 番、●●番地で、駐車場の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は 3 種農地となります。●●から北西約 400m に位置し、除外面積は 637 m²となります。

続きまして、整理番号 13 番をお願いします。●●番地で、建売分譲 1 区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は 3 種農地となります。●●から南西約 280m に位置し、除外面積は 470 m²となります。

続きまして、整理番号 14 番をお願いします。●●で、既存宅地の敷地拡張であり、地目畑、除外後の農地種別は 3 種農地となります。●●から南西約 280m に位置し、除外面積は 46 m²となります。

続きまして、整理番号 15 番をお願いします。●●番地他 7 筆で、建売分譲 10 区画の計画であり、地目田、除外後の農地種別は 2 種農地となります。●●から東へ約 320m に位置し、事業面積は 2,773 m²で内 2,768 m²が除外面積となります。

続きまして、整理番号 16 番をお願いします。●●番地他 3 筆で、建売分譲 5 区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は 2 種農地及び

3種農地となります。●●から北西約240mに位置し、除外面積は1,373㎡となります。

続きまして、整理番号17番をお願いします。●●番地他5筆で、共同住宅の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地となります。

●●から北西約240mに位置し、除外面積は730㎡となります。

続きまして、整理番号18番をお願いします。●●番地他8筆で、建売分譲12区画の計画であり、地目畑及び田、除外後の農地種別は1種農地及び3種農地です。●●から北東約320mに位置し、事業面積は4,962㎡で内4,902㎡が除外面積となります。

続きまして、整理番号19番をお願いします。●●番地で、建売分譲3区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地となります。

●●からすぐに位置し、除外面積は989㎡となります。

続きまして、整理番号20番をお願いします。●●番地他5筆で、資材置き場の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は2種農地となります。●●から北東約200mに位置し、除外面積は3,027㎡となります。

続きまして、整理番号21番をお願いします。●●番地で、太陽光発電の計画であり、地目田、除外後の農地種別は2種農地となります。●●から南へ160mに位置し、除外面積は1,384㎡となります。

続きまして、整理番号22番をお願いします。●●番地他2筆で、建売分譲4区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は1種農地及び3種農地となります。●●から南へ約160mに位置し、除外面積は1,104㎡となります。

続きまして、整理番号23番につきましては、申請後取り下げとなっておりますので欠番となります。

続きまして、整理番号24番をお願いします。●●番地他1筆で、建売分譲5区画の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は2種農地及び3種農地です。●●から南へ約200mに位置し、除外面積は1,307㎡となります。

続きまして、整理番号25番をお願いします。●●番地他1筆で、建売分譲3区画の計画であり、地目田、除外後の農地種別は2種農地となります。●●から東へ約120mに位置し、事業面積は848.15㎡で内843㎡が除外面積となります。

続きまして、整理番号26番をお願いします。●●番地他2筆で、建売分譲5区画の計画であり、地目田、除外後の農地種別は3種農地となります。●●から南へ約120mに位置し、事業面積は1,489㎡で内1,206㎡が除外面積となります。

最後に整理番号27番をお願いします。●●番地他3筆で、建売分譲8

区画の計画であり、地目畑及び田、除外後の農地種別は1種農地及び3種農地となります。●●から南へ約200mに位置し、事業面積は2,589㎡で内2,268㎡が除外面積となります。

以上で個別案件の説明を終わります。この後、環境課より案件9番の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします

【議長】

続きまして、環境課から説明をお願いします。

【環境課職員】

環境課長をしております中込と申します。よろしくお願ひします。貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

今回の農振除外の案件につきましては、民間事業者が行うものですが、甲斐市が強く取り組みを進めておりますバイオマス産業都市構想の内、木質バイオマス発電所の誘致事業に密接に関係しておりますので、担当課の環境課から説明をさせていただきます。

私の方でまずバイオマス発電所の関係についてご説明し、実際の案件につきましては係長の方から詳しくご説明をさせていただきます。

まず双葉スポーツ公園の東側の方に、平成28年度に約2haの農振の除外をお願いしまして、そこに木質バイオマス発電所を誘致するという事で取り組みを進めて参りました。その中で発電事業予定者と一緒に木質バイオマス発電所の実現に向けまして協議を進めて参ったところですが、なかなか実現に至らないということで、その発電事業予定者との協議につきましては一昨年の12月に白紙にし、その後市が主体的になって、発電事業予定者の模索をしたところがございます。

その中で8社ほど木質バイオマス発電所をやりたいという申し出がございまして、その中から市の幹部会議を経て業者の選定をしたところ、日立造船株式会社というところが発電事業予定者に新たに決定したところがございます。現在、詳細につきまして協議を進めて参りまして、本年3月ないし4月くらいには基本協定書を締結致しまして、実際の事業化について動き出すという状況でございます。

今回の木質チップの工場につきましては、その日立造船が木質バイオマス発電所を作るにあたって、必要不可欠な施設でございますので、農振の除外をお願いするものでございます。冒頭、お話ししたとおりチップ工場につきましては、民間事業者が農振除外を申請し、また除外になったあかつきには、転用、そして造成、建設、運営につきましても民間でやるものでございますので、あらかじめご了承の程をよろしくお願ひします。

それでは係長の方から詳細を説明させていただきます。

お疲れ様です。私は環境課バイオマス推進係で係長をしております小田切と申します。よろしくお願い致します。

お配りした資料のA4の「木質バイオマス発電及びチップ工場概要」とA3のカラーの資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

それでは資料の「木質バイオマス発電及びチップ工場概要」についてお願いします。1の事業の目的でございますが、東日本大震災以降、国では「バイオマス事業化戦略」を策定し、地域のバイオマスを活用した自立・分散型エネルギーの実現による、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく、災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとしました。

バイオマス産業都市につきましては、現在全国で84市町村が認定されているところです。本市においては平成27年7月に「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、同年10月には国より認定を受け、木質バイオマスと発電から発生する熱利用の事業化に向けて、先進地事例の視察や発電事業者の選定に取り組んで参りました。その結果、平成29年度に発電事業者を決定し、詳細な協議を重ね、平成30年5月には木質バイオマス発電事業に係る基本合意書を締結致したところであります。また発電事業に賛同する県内林業事業者が、近隣において木質バイオマス発電所向けの共同組合の設立及びチップ工場の整備を行う意向が示されました。

本事業は、企業誘致の考えを基に、発電所用地については、市が取得を行い発電施設の用に提供される土地として造成し、日立造船主体の発電事業会社が発電施設の建設整備、運営管理を行いながら固定価格買取制度、FITと言いますが活用し、平常時は電力会社に売電を行います。また木質バイオマス発電の長期安定稼働には、燃料となる木材の持続的かつ安定的な供給が最も重要であるため、県内林業事業者を中心となりチップ工場を整備し、発電所と一心同体となり長期安定的な稼働を図る計画でございます。ここでいう一心同体ですが、発電所の稼働には燃料が必要です。チップ工場の運営についても、燃料の売り先が必要であることから、どちらか一方が欠けても事業が成立致しません。従いまして、お互いが出資を通しまして係わり合いを持って事業を進めていくことで一心同体と書かせていただきました。

なお木質バイオマス発電所から出る排熱を灯油や重油の代替として、周辺公共施設で有効活用することで、維持管理費や二酸化炭素排出量の削減を併せて計画しているところでございます。

次に2の事業主体でございます。木質バイオマス発電所の用地につき

ましては、平成 28 年 6 月に農振除外を完了しており、今回はチップ工場の用地について農振除外を行うものでございますが、発電所とチップ工場については先程、一心同体を言いましたが、関連性がございまして、発電所の計画についても併せて説明させていただきます。

(1) の木質バイオマス発電所です。日立造船主体の発電事業会社が甲斐市内に設立。またチップ工場の卯月林業、七保、県内林業関係事業者も発電事業に出資による参加を予定しております。

(2) のチップ工場ですが、卯月林業（大月市）、七保（甲府市）を中心とした山梨県内の林業事業者がチップ工場を設立。また発電事業を介して日立造船も出資による参加を予定しています。

2 ページをお願い致します。3 の施設概要でございます。A3 の資料 1 を併せてご覧頂きたいと思っております。

発電所の計画地につきましては、双葉スポーツ公園の北側、双葉体育館の東側の赤い線で囲った部分となります。面積は約 2.2ha で、その内農振除外面積につきましては、19,835 m²となっております。農振除外につきましては、先程も言いましたが、平成 28 年 6 月に完了しました。

チップ工場の計画地につきましては、双葉スポーツ公園の南側で、黄色い線で囲った部分であります。詳細については後ほど説明致します。

排熱利用につきましては、発電所の周辺にあります百楽泉、B & G プール、給食センター等の公共施設において、給湯管等のエネルギーとして活用する計画でございます。

それでは (1) の木質バイオマス発電施設の概要です。最大発電規模につきましては 6,950kwh、運転時間は 1 日 24 時間、運転に数は年間 335 日、年間計画発電量は送電ベースで 5,029 万 kw、一般家庭約 14,000 世帯分に相当します。木質チップ年間使用量は 76,000 t、木質チップ 1 日の使用量は約 230 t でございます。なお使用する燃料につきましては間伐材や林地残材、公園や街路樹、果樹の剪定枝、松くい虫被害木等をチップにして使用する計画でございます。また発電所の木質チップ調達量につきましては年間約 80,000 t を計画しており、使用量を上回っているところですので、この調達量につきましては、日立造船と林業事業者約 30 社との間で、燃料の供給に関する覚書が締結されております。

続きまして、(2) のチップ工場施設の計画概要です。創業計画は年間 330 日、操業時間は 1 日 8 時間、原木受入料は年間 55,000 t、チップ製造可能量は年間 42,000 t、チップ納入量は年間 38,000 t です。原木から加工した木質チップは、全て甲斐市の木質バイオマス発電所へ納入する計画となっております。発電所でのチップ使用量は 76,000 t、この内チップ工場から 38,000 t を使用し、残りの 38,000 t につきましては、

チップ製造可能な事業者が直接、発電所に納入する計画となっております。

続きまして、4のチップ工場の施設・設備の面積です。別紙2の資料も合わせてご覧頂きたいと思っております。

各施設の予定面積でございますが、事務所については左上の西側でございます。123㎡、燃料チップ保管場所は東側、グレーの部分で点線の四角で620㎡、トラック通路はグレーの細長い部分で1,913㎡、トラック駐車場・回転場は、西側のトラックが描いてある部分とトラックが回転している部分で4,987㎡、チップ加工施設につきましては、東側のグレーの四角の部分で1,320㎡、原木ストックヤード、貯木場ですが黄色とオレンジの部分で8,881㎡、原木ストックヤードにつきましては、原木は水分を多く含んでおります。水分が多いチップにつきましては、発電所の燃焼効率が落ちてしまい発電に影響がありますので、半年ほどかけて貯木場で乾燥させてからチップにします。従いましてある程度、広大な面積が必要となります。調整池につきましては水色の部分で696㎡、法面・緑地・残地森林等は緑色の部分で、景観や環境対策の目的として6,682㎡でございます。全体の敷地面積の合計は25,222㎡となっております。

チップ工場から発電所までのチップ搬入路につきましては、双葉スポーツ公園東側の公園内管理通路を利用する計画で、関係部署と現在協議を行っております。

資料3ページをお願いします。続きまして、5の雇用計画でございます。

(1)の木質バイオマス発電所については、従業員数22名としており、内訳は、所長1名、事務管理1名、主任技術者2名、保守技術者2名、運転員12名、チップ受入及び分析業務3名、事務員1名でございます。

(2)のチップ工場ですが、従業員数6名で内訳は、所長1名、作業員4名、事務員1名でございます。

木質バイオマス発電所をチップ工場は一体の施設とし、従業員合計28名の内、市内農業従事者及びその世帯員を3割以上雇用する計画でございます。28名の3割以上は9名以上になります。また、それ以外の従業員も県内・市内在住者を優先的に雇用することとしております。加えまして、発電所の建設や維持管理、資材の調達等につきましては、市内企業の積極的な活用も計画しているところでございます。

続きまして、6のチップ工場の計画地でございます。岩森字西原地内になります。土地の内訳です。畑が19筆20,112㎡、山林が9筆3,694㎡、原野が2筆653㎡、合計30筆24,459㎡となっております。農地の

状況でございますが、農振農用地で19筆、20,112㎡となっております。耕作放棄地ですが、荒廃農地としまして17筆18,122㎡でございます。圃場整備ですが実施されておられません。地権者数につきましては17名となっております。

場所の選定理由ですが、周辺に住宅地はなく、日照や騒音等については問題はないと考えております。また土地の大部分が平坦なため、造成が容易であります。また西側は市道に接しており、燃料となる原木の運搬が可能であること、排水を行う放流先となる東川があること、南側が中央自動車道であり、周辺に住宅地がないことから、チップ工場建設予定として最適であると判断致したところでございます。

以上になりますが、簡単に説明させていただきました。よろしく願います。

【議長】 農振地域整備計画の変更、それからその中にありますバイオマスの関係の説明を一括していただきました。質問を受けるわけですが、バイオマスの関係が特徴的なものがありますので、まずバイオマスの関係から質問をお受けしたいと思っております。その他については、その後で質問をお願いします。

バイオマス関係につきまして質問はございますか。

【山本（重） いいですか。3番山本です。

委員】 先程の説明の中で、チップ工場施設の1日あたりの納入量は120t～130tで、バイオマス発電は230t、半分を供給すると、残りの半分は県内における林業関係者等が年間38,000t、それを供給するという形ですが、今大月でバイオマスをやっていますよね、当然、向こうも木質バイオマスですので、供給量が必要となってくるのですが、同じ山梨県内ですので、残りの半分というのが、すごく不確定要素が強いと思うのですが、このチップ工場へ38,000tを計画の中で、課ではどのように判断しているのか、教えてください。

【環境課職員】 はい、議長。

まず、大月のバイオマス発電所の関係ですが、そこも当然ながら木質バイオマスチップの発電所ということで、燃料が木質ということですが、実際に大月で計画している燃料につきましては、都内の開発で出る剪定枝が7割程度、3割が山梨県内また周辺からの一般材ということで予定しております。先程、係長がご説明したとおり、日立造船と県内林業者の方で燃料供給の覚書を締結しておりまして、実際に大月の3割程

度が林業業者から燃料を貰う計画となっておりますが、付け合わせをしたところ、林業者は重複していないことを確認しております。

また 20 年間、安定して林業者と覚書を締結した内容が履行されるかどうかということですが、これにつきましては、山梨県の林業振興課の方に燃料供給計画について審査がございまして、林野庁から委託を受けている中で県で審査したところ、問題はないという見解が出ているところでございます。

【山本（重）
委員】

ありがとうございました。

もう一点ですが、家庭から出る剪定枝あるいは公共の剪定を含めて、多分どちらかに入っていると思うのですが、それも発電施設の供給材料になるという考え方で良いのでしょうか。

【環境課職員】

はい、議長。

我々としては、今敷島と竜王の管理地で家庭から出る剪定枝を集めて、それをチップ化して無料で配布していることがございまして、それをバイオマス発電所ができたあかつきには、そちらの方に納入したいということも考えていますが、実は今の剪定枝の扱いが廃棄物に該当しておりまして、一般には廃棄物という認識の中で、県の廃棄物の担当と協議をして、果たして有価で引き取れかどうかということを今調整しておりますが、私どもの当初の考え方とすれば、是非有効利用していきたいと考えておりますが、法律の範囲内ということでもあります。

【山本（重）
委員】

木質バイオマス発電と書いてありますので思ったのでありますが、今あくまでも木質バイオという形の中で、廃処法の適用を受けない中で発電を行っていくという考え方でよろしいでしょうか。

【環境課職員】

はい。

【議長】

他に質問はございますか。

(なしの声)

【議長】

バイオ関連については質問がないようですので、バイオマス関係は終わりたいと思います。

バイオマス関連は除きまして、1～27 番につきまして質問はございま

せんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本案件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。説明をいただきました職員はご苦勞様でした。退出をお願いします。

(農林振興課農林総務係及び環境課バイオマス推進係職員退出)

【議長】 以上で本日の審議はすべて終了致しました。小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

以上をもちまして、本日の総会を閉会致します。

午後 3 時 18 分 閉会